（リテール向けエクスポージャーのEAD推計に係る最低所要観測期間等）

第二百五条　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーのEADの推計に当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

第七目　購入債権のPD、LGD及び$EL_{dilution}$の推計

（購入債権のリスクの定量化の特則）

第二百六条　内部格付手法採用最終指定親会社は、購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、第百五十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十五条、第百七十一条、第百七十三条、第百七十四条及び第百七十六条に定める要件を満たすことを要しない。

第二百七条　内部格付手法採用最終指定親会社は、$EL_{dilution}$を推計しなければならない。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りでない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いてPD若しくはLGD（PD及びLGDについては、ELを用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。）を推計する場合又は$EL_{dilution}$を推計する場合及び購入リテール向けエクスポージャーについてPD、LGD又は$EL_{dilution}$を推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプールと類似のプールについて、当該内部格付手法採用最終指定親会社が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質その他の点に合致しているか否かを確認し、合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これを勘案しなければならない。

4　第百九十二条の規定は、$EL_{dilution}$の推計について準用する。この場合において、同条中「PD」とあり、及び「PD、LGD及びEAD」とあるのは「$EL_{dilution}$」と読み替えるものとする。

（購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則）

第二百八条　内部格付手法採用最終指定親会社は、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分のPD、LGD（トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、先進的内部格付手法採用最終指定親会社の場合に限る。）及び$EL_{dilution}$を正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポージャーを均質なプールに割り当てなければならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクを定量化する場合は、第百九十七条（第二百一条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、PD及びLGDの推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮してはならない。

3　適格購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いる場合において、第百九十二条の規定は適格購入事業法人等向けエクスポージャーのPDの推計について、第百九十六条の規定は適格購入事業法人等向けエクスポージャーのLGDの推計について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「リテール向けエクスポージャー」とあるのは、「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」と読み替えるものとする。

（購入リテール向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則）

第二百九条　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百九十二条第一項（第二百七条第四項及び前条第三項の規定により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのPD、LGD及び$EL_{dilution}$の推計において、外部データ及び内部の参照用データ（当該エクスポージャーの属するプールに類似する当該内部格付手法採用最終指定親会社が保有するエクスポージャーのプールに関するデータをいう。）を一次的な情報源として利用することができる。

（トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件）

第二百十条　内部格付手法採用最終指定親会社は、購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いてPD、LGD及びEAD若しくは$EL_{dilution}$を推計し、又は購入リテール向けエクスポージャーについてPD、LGD、EAD及び$EL_{dilution}$を推計する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一　法的枠組みに関する基準を満たしていること。

二　購入債権の質並びに購入債権の譲渡人及びサービサー（委託又は再委託に基づき、購入債権の管理、購入債権の債務者に対する購入債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この条において同じ。）の財務状態について監視しており、かつ、監視に関する基準を満たしていること。

三　購入債権の購入に係る契約上、購入債権の譲渡人の業況又は購入債権の質の悪化の早期発見及び生じうる問題状況に対して予防的な措置をとることを可能にするシステム及び手続が設けられており、ワークアウトのシステムに関する基準を満たしていること。

四　担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準が設けられていること。

五　すべての主要な内部格付手法採用最終指定親会社内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。

2　前項の規定にかかわらず、購入リテール向けエクスポージャーのうち、第百五十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十五条、第百七十一条、第百七十三条、第百七十四条及び第百七十六条に掲げる要件を満たしており、希薄化リスク相当部分が重要でないと判断されるものであって、前条の規定を適用しない場合は、前項第三号及び第五号に掲げる要件を満たすことを要しない。

3　第一項第一号の「法的枠組みに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　エクスポージャーに係る取引の仕組上、購入債権の譲渡人又はサービサーの業況の悪化又は倒産その他の予測可能なすべての状況において、内部格付手法採用最終指定親会社が購入債権の元利払い等について法的に有効な権利を有しており、かつ、当該元利払い等を監督していること。

二　購入債権の債務者が購入債権の譲渡人又はサービサーに対して直接に支払を行っている場合は、当該支払資金が約定の条件に従って購入債権の譲渡人又はサービサーから譲受人である内部格付手法採用最終指定親会社に送金されていることを当該内部格付手法採用最終指定親会社が定期的に確認していること。

三　購入債権の譲渡人の破産、会社更生手続又は民事再生手続において裁判所により、当該購入債権が破産財団、更生会社又は民事再生手続に服する購入債権の譲渡人の財産に属するものであって、当該購入債権に対する譲受人の権利は破産、会社更生手続又は民事再生手続に服する担保権であると判断されることにはならず、かつ、当該購入債権の譲渡は破産法（平成十六年法律第七十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）及び会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）上の否認又は民法（明治二十九年法律第八十九号）上の詐害行為取消権の対象とならないと考えられること。

4　第一項第二号の「監視に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部格付手法採用最終指定親会社が、購入債権の質及び購入債権の譲渡人又はサービサーの財務状態の相関を査定しており、かつ、購入債権の譲渡人又はサービサーに対する債務者格付の付与その他の不測事態への対応策及び手続を設けていること。